



本木敏明議員
(親交クラブ)

1億7千万円返還するのか

負担を求める法的根拠はない

問 県による23年度の再精査の結果、約1億7千万円の返還を求められ、町は応じる意向であるが、県にも応分の負担を求めるときでは。

佐藤町長 返還の手続きは、県との補助金交付契約の一部解除に基づくものである。県に一部負担を求める法的根拠はない。

問 前町長の沼崎喜一氏は、県議会の参考人質疑の中で、県と協議の上で事業を行ってきた。県にも責任があり、町にだけ責任を負わせることは納得できないと批判した。町はこれをどう捉えているのか。

豊間根総務課長 その点では少し違うように捉えている。具体的には御蔵の湯の事業の決定についても、前町長に聞いてみ

たが、県との関わり方が、明確に把握できていなかったようだ。

問 同じく参考人質疑の中で当時、県側の責任者であった菊池正佳氏は県の一部責任を認めた発言をしたが、これをどう思うか。

豊間根総務課長 事業の完了検査をいったんは認めた県にも責任はあると考える。

町の監査を改善せよ

喫緊の課題ではない

問 町の監査方法に改善の必要性があるのでは。

佐藤町長 今回のNPO問題を受けて、現行制度では監査方法に問題があるとは言えず、改善は喫緊の課題ではない。

問 県の監査では、事業主体である町が管理監督して提出した資料に基づいて監査するので、中身までは精査しないと聞いている。町の監査委員は、町が提出した書類に基づいてチェックするだ

けで、事業の内容までは踏み込めないという。

一方、職場は職員同士の縦横の連携や、情報の共有に疎いので問題に気が付かなかつた。いったい監査はこのままでよいのか。ぜひ監査体制の見直しを。

佐藤町長 今回のNPO問題を重く受け止め、今後、新たな監査委員のものと指摘を受け、それを具現化するよう行政運営に努める。

町中心部のかさ上げは

国と協議している

問 土地区画整理や高台移転の遅れ、住宅建築の長期化を踏まえ、再建の支援策の延長の考えは。

佐藤町長 現行の各種支援策については、延長の必要性を国や県に要望している。

問 町中心部の国道45号と防潮堤の間の危険区域のかさ上げの計画は。

佐藤町長 国道や区画整理地盤のかさ上げ、河川改修や沈下による排水不良、産業用地利用を考え、危険区域のかさ上げを国と協議している。



国道45号沿いの災害危険区域

その他の質問

- ◆ NPO問題における前執行部の責任について
- ◆ 小谷烏漁港災害復旧工事について
- ◆ 柳沢地区の整備について